

異議申立ての審理手続きに関する意見書

2014（平成26年）年12月18日

原子力規制委員会 御中

異議申立人 総代

2014年（平成26年）11月7日付で総代が貴委員会になした異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）に関し、下記のとおり審理手続きに関する意見を論述します。

記

貴委員会の組織理念の活動原則「(3) 透明で開かれた組織」に、「意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。」と明記されています。

しかし、本年11月12日の第38回原子力規制委員会において本件異議申立ての「審理及びその資料、議事録を非公開として、後日議事要旨を公開する」ことが決められました。議事録によると非公開とする理由は、市村原子力規制部安全規制管理官（PWR 担当）による「原子力規制委員会自ら行った処分の適否、あるいは当不当というものを自ら審議するという・・・性質に鑑み」と、田中委員長による「内容が内容ですから」との説明のみでした（この時の会議映像から傍聴者の「公開して下さい。なんで非公開なんですか？ 公開して下さい」などの声が聞き取れましたがしごく当然の反応と思われます）。

後日、この審理等の非公開の範囲と非公開とする理由について、規制庁の担当者より詳しい説明がありました。それによると「資料は、審議の当日は非公開となっておりますが、異議申立に対する決定書及び、異議申立書（再掲）及び異議申立書の補正書（本意見書・執行停止の申立書・口頭意見陳述のプレゼン資料等）は、（決定書の）送達後掲示（原子力規制委員会のサイトでの公開）。口頭意見陳述会での陳述は、その議事録を規制庁の方で作成し、公表します。録音は問題ありませんが、録画中継は、傍聴者の肖像権の問題等もありますので、不可とさせていただきます。」とのことでした。

また、非公開とした理由は昨年7月16日に日本原子力発電株式会社が貴委員会になした異議申立てに関わる経緯がきっかけで、昨年10月2日の第25回原子力規制委員会における異議申立て却下の決定後に、日本原子力発電より書面2通が提出されたことが問題になったとのことでした。そして昨年10月9日開催の第26回原子力規制委員会で「時間的経緯から言うと極めて不可思議で、私どもが公開でこういう形で審議をして、それが終わった途端にこういうものが出てくるというのは、この類のものを公開でやる方がいいのかどうかということについては、今後もう少し事務レベルでも御検討をいただいて、裁判的な法律的な判断になりますので、是非そこを御検討いただきたいと思います。」との話になったとのことでした。そして、「この件について事務レベルでも検討した結果、会議を公開すると委員

の発言が制約される懸念もあり、異議申立ての審理は非公開とすることが決められた」といった趣旨の説明でした（会議を非公開とするのと同じ理由で議事録は公開せず議事要旨のみの公開）。

しかし、貴委員会は、「(皆様の組織理念の前文に以下の内容が掲げられてるように) 2011年3月11日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。」のです。

この貴委員会の設立に関する経緯と課題を要約した内容は、かつての原子力規制が多く情報を隠蔽したことで、安全上重要な問題提起や改善提案等が封殺され、福島原発事故の要因になった失敗の反省に基づいているといえます。よって、貴委員会における「(意思決定プロセスを含む) 情報の開示」は努力目標ではなく、過去の失敗を反省し償う意味でも欠かせない遵守事項とみなす必要があります。

貴委員会の「昨年の日本原子力発電(株)との経緯の様なことを防ぎたい、会議や議事録を非公開にして審理を気兼ねなく行いたい」との気持ちは理解できなくはないですが、そこを敢えて踏みとどまって審理を公開することが貴委員会にとって重要だと思われまます。それは、貴委員会のなした許可処分の違法性・不当性を問う異議申立ての審理を非公開とすることは、「意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する」とした組織理念に反し、「原子力規制組織に対する国内外の信頼回復」を妨げ、「国民の安全を最優先」にした姿勢に見えないためです。むしろ、貴委員会にとって都合の悪いことを事前に隠せる様にはかり、(審理が公明正大であることを内外に明らかにすることよりも) 貴委員会が悪く思われないための配慮を優先した様にも見えるからです。

昨年の(実質的な被害があった訳ではない) 異議申立てに関する嫌な経緯があったとしても、委員の(悪く思われたら困るといった心配で) 会議でも資料でも「面倒で都合が悪そうなことは事前に隠す悪しき風習」を復活させるなら、又もや原子力災害の種を蒔いて育てることになってしまいます。

以上、貴委員会の設立に際して求められ貴委員会が組織理念に定めた大切で尊い願いを実現するために、本件異議申立ての審理等を非公開とする決定の取り消しを求めます。